

東浦町公共施設再配置計画策定支援業務仕様書

第1章 総 則

(適用範囲)

第1条 本特記仕様書は、東浦町（以下「発注者」という。）が実施する「東浦町公共施設再配置計画策定支援業務（以下「本業務」という。）」に適用する。なお、本特記仕様書に記載されていない事項については愛知県建設局「設計業務等共通仕様書」に準拠するものとする。

(業務目的)

第2条 東浦町の公共施設は高度経済成長期に集中して建設されており、今後一斉に更新時期を迎えることとなる。また、人口減少や少子高齢化の進行により、社会構造や住民からのニーズが変化していることから、将来にわたり持続可能な公共施設の実現を目指す必要がある。本業務は、「東浦町公共施設再配置計画」を策定し、将来にわたり持続可能な施設を目指すものである。

(準拠する法令等)

第3条 受注者は、本業務を実施するに当たり本特記仕様書の他、次の関係法令等を遵守しなければならない。

- (1) 都市計画法（昭和43年法律第100号）
- (2) 東浦町情報セキュリティポリシー
- (3) 東浦町個人情報保護条例（平成20年東浦町条例第40号）
- (4) その他関係法令

(疑義)

第4条 本特記仕様書の各条について疑義又は定めのない事項については、発注者と受注者協議によって決定するものとする。

(業務体制)

第5条 受注者は、本業務を実施するに当たり作業内容に精通し、かつ十分な経歴を有する次の者選任しなければならない。

- (1) 管理技術者1名
- (2) 主たる担当技術者2名以上

(損害賠償)

第6条 本業務実施中に第三者に与えた損害については、受注者の責任において解決するものとし、これにかかる費用はすべて受注者が負担するものとする。

(貸与資料)

第7条 受注者は、本業務の遂行上必要な資料は、所定の手続きにより発注者より貸与を受けることができるものとする。業務の実施に当たり貸与した資料は、業務目的外では使用しないものとし、受注者が厳重に整理保管し、業務終了後直ちに返却するものとする。

(契約不適合)

第8条 受注者は、業務完了後といえども契約の内容に適合しない箇所が発見された場合は、速やかに発注者の必要と認める修正、その他必要な作業を受注者

の負担において行うものとする。

(成果品の帰属)

第9条 本業務で得られた成果等は、すべて発注者に帰属するものとし、受注者は発注者の許可なくこれを使用、流用あるいは、成果の複製やこれを他に公表・貸与してはならない。

(履行期間)

第10条 本業務の履行期間は、契約締結日の翌日から令和6年3月19日(火)までとする。

第2章 業務内容

(業務概要)

第11条 業務の概要は、下記のとおりとする。

(1) 関連する計画や他部局の施策に関する整理

「第6次東浦町総合計画」、「東浦町公共施設等総合管理計画」及び、令和4年度末に策定予定である「東浦町立地適正化計画」等本業務に関連する計画を把握し整理する。

(2) 現況と将来の見通しにおける公共施設の課題の分析

本町の公共施設の状況や人口、公共交通、防災、及び財政等本業務に必要なオープンデータや地理情報など、各種基礎的データについて収集整理し、本業務の基礎資料とする。

(3) 住民のニーズ調査

地区ごとにヒアリングやワークショップ等により将来を見据えた今後40年程度における公共施設の配置、統合、複合化、移転、移譲、廃止等の方向性について検討を行う。検討にあたっては、人口分布、将来人口推計、国や県が公開しているデータ、町が保有しているデータ、各種オープンデータ、GIS等も活用し、エビデンスに基づく、住民が納得感を得やすい情報に整理をすること。

なお、ヒアリングやワークショップの開催にあたり、具体的な開催時期、回数などについても提案すること。

(4) 職員による検討

庁内職員を対象とした作業部会を設置する予定としているため、本作業部会における意見を再配置計画策定の参考とすること。

また、令和4年度に企画政策課において住民アンケートを実施する予定であるが、アンケート結果を参考とすることができるよう、アンケート内容の作成に協力すること。さらに、令和3年度に開催した「東浦町公共施設再配置検討プロジェクトチーム」における検討内容について、本業務の参考とすること。

(5) 学識経験者への意見徴収

計画策定にあたり学識経験者への意見徴収を行うこと。なお、複数名からの意見を徴収することが望ましい。

学識経験者への意見徴収：3回以上

学識経験者への意見徴収にあたっては、発注者と名古屋大学大学院環境学研究科との間で締結している包括連携協定を利用することができる。本連携協定を利用する場合、学識経験者の依頼及び支払いについては発注者が行うものとする。

(6) 再配置方針・スケジュールの検討

上記(1)～(5)を踏まえ、各施設における方向性及びスケジュールを定める。

(7) 再配置計画(案)の作成

検討経緯、方向性やスケジュールの検討結果、庁内会議や有識者による意見についてとりまとめ、再配置計画(案)の概要版及び本編の作成を行うこと。なお、検討した再配置計画(案)については、住民が理解しやすく納得感が得られるよう、図やイラストを用いること。

また、町民の意向を把握するために行う、パブリックコメントの実施を支援すること。

(8) 策定後の運用

再配置計画策定後も、町独自で管理及び運用が可能となるような内容とすること。

(9) 業務範囲

令和4年度の業務範囲は、発注者と受注者との協議により決定するものとする。

(会議等の運営支援)

第12条 作業部会の運営支援

作業部会の運営支援として、受注者は、当日の会議資料作成、出席、議事要旨のとりまとめを行う。なお、開催数は原則、次のとおりとし、詳細に関しては、発注者と受注者との協議により決定するものとする。

作業部会：2回以上

(計画・準備)

第13条 受注者は、業務の実施に当たり、作業内容、工程表を示した業務実施計画書を作成し発注者に提出するとともに、必要な資料収集等の準備を行う。

(報告書の作成)

第14条 計画策定における検討過程や根拠資料等をとりまとめた報告書を作成する。

(打合せ協議)

第15条 打合せは、業務着手時(1回)、中間(3回)、成果品納入時(1回)のほか、必要に応じて適時実施するものとする。

第3章 成果品

(成果品)

第16条 本業務の成果品は、以下のとおりとする。

- | | |
|------------------------|----------------|
| (1) 業務報告書 | 2部 (A4版ファイル製本) |
| (2) 東浦町公共施設再配置計画(案)本編 | 2部 (A4版製本) |
| (3) 東浦町公共施設再配置計画(案)概要版 | 2部 (A4版製本) |
| (4) 上記電子データ(CD-ROM等) | 1式 |
| (5) その他監督員が必要と認めるもの | 1式 |

成果品納入場所 東浦町企画政策部企画政策課
(検査及び業務委託料の支払)

第17条 令和5年度に完了報告及び成果品の納入を行い、発注者の検査を受けるものとする。納期の詳細については、発注者との協議によるものとする。また、検査に合格したときには、業務委託料の支払を請求することができる。なお、業務委託料の支払いは令和5年度に一括支払いとする。